

# 「障害者差別解消法」が施行されました

平成28年4月、『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）』が施行されました。

この法律は、障害のある人への差別をなくすことで、障害のある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指しています。

## ● 不当な差別的取扱いの禁止

この法律では、障害を理由として、正当な理由なく、サービスの利用を拒否したり、条件をつけたりするような行為の禁止が、行政機関等や事業者の法的義務として定められています。

例えば…

- ・正当な理由なく、車いすでの入店を断る
- ・正当な理由なく、障害だけを理由として採用試験受験を断る

## ● 合理的配慮の提供

障害のある方から何らかの配慮を求められた場合、負担になり過ぎない程度で、合理的な配慮を行うことが行政機関等には法的義務として、民間事業者には努力義務として定められています。

例えば…

- ・窓口で、障害に応じた対応をする（筆談、読み上げなど）
- ・乗り物乗車の際の車いすへの手助け

## ご相談は「障害者差別解消相談コーナー」へ

場所：小倉北区大手町11-4 大手町ビル（ムーブ）8階

電話：582-5515 FAX：582-5516

メールアドレス：s-kaishou@mail2.city.kitakyushu.jp

障害者差別に関する相談を受け付け、事案の解決に至るまでの支援を行います。

※一般の方の言動による差別や雇用分野の差別についてのご相談は、必要に応じて、適切な窓口へおつなぎいたします。